

平成19年6月5日 開会
平成19年6月26日 閉会
(平成19年第2回定例会)

南丹市議会会議録

南丹市議会事務局

南丹市告示第143号

平成19年第2回（6月）南丹市議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年5月29日

南丹市長 佐々木稔納

記

1. 期 日 平成19年6月5日

2. 場 所 南丹市議会議場

○開会日に応招した議員

仲 絹 枝	大 面 一 三	高 野 美 好
森 爲 次	川 勝 眞 一	末 武 徹
橋 本 尊 文	中 川 幸 朗	小 中 昭
川 勝 儀 昭	藤 井 日 出 夫	矢 野 康 弘
森 嘉 三	仲 村 学	外 田 誠
中 井 榮 樹	西 村 則 夫	井 尻 治
村 田 憲 一	松 尾 武 治	八 木 眞
谷 義 治	吉 田 繁 治	村 田 正 夫
高 橋 芳 治		

○応招しなかった議員

な し

平成19年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第1日)

平成19年6月5日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成19年6月5日 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号から報告第8号まで(提案理由説明)
日程第4 議案第53号から議案第63号まで(提案理由説明)
日程第5 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について(表決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号 専決処分の承認について(南丹市税条例の一部改正について) (市長提出)
報告第2号 専決処分の承認について(南丹市都市計画税条例の一部改正について) (市長提出)
報告第3号 専決処分の承認について(南丹市国民健康保険税条例の一部改正について) (市長提出)
報告第4号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市一般会計補正予算(第6号)) (市長提出)
報告第5号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)) (市長提出)
報告第6号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第4号)) (市長提出)
報告第7号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)) (市長提出)
報告第8号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第3号)) (市長提出)
日程第4 議案第53号 南丹市総合振興計画基本構想について (市長提出)
議案第54号 南丹市組織条例の全部改正について (市長提出)
議案第55号 南丹市職員定数条例等の一部改正について (市長提出)
議案第56号 南丹市八木防災センター条例の一部改正について

(市長提出)

議案第57号 南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について (市長提出)

議案第58号 南丹市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
(市長提出)

議案第59号 南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について (市長提出)

議案第60号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
(市長提出)

議案第61号 平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本
線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結に
ついて (市長提出)

議案第62号 平成19年度南丹市一般会計補正予算(第1号)
(市長提出)

議案第63号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)

日程第5 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員(24名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 西 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
会 計 管 理 者	永 口 茂 治	水 道 事 業 所 長	井 上 修 男
教 育 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	東 野 裕 和	総 務 財 政 課 長	伊 藤 泰 行
企 画 情 報 課 長	小 寺 貞 明	監 理 課 長	井 上 秀 雄
税 務 課 長	橋 本 早 百 合	合 併 調 整 室 長	大 野 光 博
市 民 課 長	吉 田 進	健 康 課 長	大 内 早 苗
土 木 建 築 課 長	川 勝 芳 憲	都 市 計 画 課 長	西 岡 克 己
農 林 商 工 課 長	神 田 衛	上 水 道 課 長	寺 尾 吾 朗
下 水 道 課 長	栃 下 孝 夫	教 育 総 務 課 長	榎 本 泰 文
学 校 教 育 課 長	勝 山 美 恵 子	出 納 課 長	寺 尾 眞 知 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 辺 清 史	園 部 支 所 長 職 務 代 理 者	山 内 明
		園 部 支 所 地 域 総 務 課 長	

午前10時00分開会

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成19年第2回南丹市議会6月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

市長より、地方自治法施行令並びに公営企業法の規定に基づく予算執行についての計算書8件が提出されております。

さらに、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、例月出納検査結果報告並びに同法第199条第9項の規定に基づく、行政監査結果報告がまいっており、写しを手元に配布しておきましたので、お調べおき願います。

次に、本定例会における理事者出席要求につきましては、お手元配布の文書のとおり要求しておきましたので、ご覧おき願います。

続いて3月定例会以降、新たな職名を持って議会に出席することになった理事者並び

に職員の紹介を受けることにします。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、ただいま議長よりお話がございました報告と紹介をさせていただきます。

まず地方自治法の改正によりまして、本年4月より助役の名称が変更となりました。総務部門担当の仲村脩副市長、そして福祉・事業部門担当の岸上吉治副市長であります。

また、本年4月1日付けで人事異動を行いました。永塚則昭福祉部長は福祉事務所長兼務といたしました。

福祉事務所長でありました永口茂治は新設の会計管理者に配置替えいたしました。

なお、東野裕和教育次長は社会教育課長兼務といたしました。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、8番、中川幸朗議員、20番、村田憲一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月26日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めて、さよう決めます。

日程第3 報告第1号から報告第8号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第3「報告第1号から報告第8号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 本日ここに、平成19年6月南丹市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜りましたことを、心から厚く御礼申し上げます。また、平素より市政運営につきまして格別のご尽力、ご理解を賜っておりますこと、改めて厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました専決処分の承認を求める件の報告について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号、南丹市税条例の一部改正につきましては、最近の社会・経済情勢を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益にかかる軽減税率の適用期限の1年延長、鉄軌道事業者が利用者利便の向上のため、相互乗り入れや直線化等大規模改良工事により取得する固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税課税標準の特例措置の適用期限延長など、非課税等特別措置の整理合理化等を内容とする、地方税法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることに伴い、関係する市民税等の規定について改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年3月30日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

報告第2号、南丹市都市計画税条例の一部改正につきましても、最近の社会・経済情勢を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益にかかる軽減税率の適用期限の1年延長、鉄軌道事業者が利用者利便の向上のため、相互乗り入れや直線化等大規模改良工事により取得する固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税課税標準の特例措置の適用期限延長など、非課税等特別措置の整理合理化等を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることに伴い、関係する都市計画税の規定について改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年3月30日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

次に、報告第3号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の賦課限度額を超える割合が大きくなっていることに対応するため、賦課限度額を53万円から56万円に引き上げ、中間所得層への過度な負担とならないよう改正するものであります。

続いて、報告第4号から報告第8号、平成18年度南丹市一般会計及び特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、行政運営上予算措置が必要なものに限り補正予算計上とし、3月30日専決処分としたものであります。

まず、一般会計におきましては歳入歳出総額に2億5,225万8,000円を追加し、歳入歳出予算を249億4,213万9,000円に補正いたしたところであり、その内容について、予算に関する説明書に沿って歳出よりご説明申し上げます。

最初に総務費では、地域情報基盤整備事業3,016万4,000円の減額、並びに基金運用益確定による基金積立金等であります。民生費では二つの特別会計にかかります繰出金7,478万5,000円の減額であります。農林水産業費では、林業費で森

林整備事業にかかります不用額 807万2,000円の減額であります。土木費では、特別交付税に措置された合併に伴う土地開発公社の経営健全化等にかかる3億6,252万3,000円を土地開発基金に積み立てるため、土地取得特別会計に繰り出すものであります。教育費では、基金運用益確定による積立金3万円の計上であります。

次に、これら歳出をまかないます歳入につきまして、主な財源の説明を申し上げます。

地方譲与税から交通安全対策特別交付税までの一般財源につきましては、交付税の確定により2億6,508万9,000円の増額予算といたしております。財産収入では、基金運用益確定による36万6,000円及び土地売却収入238万3,000円の計上であります。繰入金では、財政調整基金からの繰入金を4,282万円追加するものであります。市債におきましては、事業費の確定による5,840万円の減額予算計上であります。

なお、第2表地方債補正につきましては、市債でご説明いたしました起債の目的によるものであり、以上が、一般会計補正予算第6号の主な内容であります。

次に、国民健康保険事業特別会計ほか3特別会計について、ご説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,400万円を減額し、34億2,651万7,000円とし、主な内容といたしましては歳出で保険給付費、療養諸費で各保険者療養給付費2,300万円の減額、高額療養費につきましては1,800万円の減額、出産育児諸費で出産育児一時金300万円の減額計上をいたしております。歳入につきましては、国民健康保険税で720万円を計上いたしております。国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金につきましては1,137万4,000円を計上し、財政調整交付金は6,452万8,000円を計上いたしております。府支出金では、府財政調整交付金で5,171万4,000円を計上し、繰入金においては一般会計及び基金繰入金で1億7,760万3,000円の減額計上であります。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容であります。

次に、老人保健事業特別会計補正予算（第4号）について、説明申し上げます。

老人保健事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ960万円を減額し、41億2,000万3,000円とし、内容といたしましては歳出、医療諸費で960万円の減額計上をいたしております。歳入につきましては、支払基金交付金で6,084万8,000円を計上いたしており、繰入金については一般会計繰入金で7,218万5,000円を減額計上いたしております。諸収入につきましては、雑入で173万7,000円の計上であります。

以上が老人保健事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容であります。

次に、簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,600万円を減額し、13億3,742万円とし、内容といたしましては歳出、事業推進費で1,600

万円の減額計上をいたしております。歳入につきましては、基金繰入金で1,600万円の減額計上をいたしております。

以上が簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の主な内容であります。

次に、土地取得事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

土地取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,252万9,000円を追加し、3億9,596万8,000円とし、内容といたしましては歳出、総務管理費で3億6,252万9,000円の土地開発基金積立金を計上いたしております。歳入につきましては、財産収入で基金運用益6,000円及び繰入金で一般会計より3億6,252万3,000円を計上いたしております。

以上が土地取得事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容であります。

以上をもちまして、一般会計をはじめ4特別会計の主な内容とさせていただきます。

何とぞご審議を賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第4 議案第53号から議案第63号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第4「議案第53号から議案第63号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ただいま上程いただきました議案第53号から議案第63号の議決を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第53号、南丹市総合振興計画基本構想につきましては、地方自治法第2条第4項において、「市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない」と定められております。昨年11月29日に南丹市総合振興計画審議会に諮問を行い、5回の審議を経て、去る5月21日に答申をいただきましたので、今回提案するものでございます。

南丹市総合振興計画基本構想は、4町合併時に策定されました新市建設計画を踏まえながら、10年後の南丹市を展望し、まちの将来像とこれを達成するための基本方針を示すまちづくりの指針となるものであります。まちづくりのテーマを『みんなの笑顔 元気を合わせ誇りときずなで未来を創る』とし、将来のイメージを『森・里・街がきらめく ふるさと南丹市』としております。そして、そのまちづくりの基本目標として「生きがい定住都市構想」「やすらぎの郷構想」「きずなと交流のネットワーク構想」「きらめきパートナーシップ構想」という四つの構想を掲げております。また、わが国が人口減少社会を迎えている現状の中で、3万4,000人の目標人口と250万人の交流人口を掲げております。また、将来のまちの姿として、土地利用の誘導を図る「ゾーン」、地域活動の基盤となる拠点、まちの骨格となる「交流軸」を位置づけております。

次に、議案第54号、南丹市組織条例の全部改正につきましては、地方自治法第158条第1項において「当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」と規定されており、今回、部組織の改編について提案するものであります。

南丹市では、昨年12月に南丹市行政改革推進委員会の答申に基づき、「南丹市行政改革大綱」を定めたところでありますが、その実現については将来の財政見通しなどの長期的な展望に立ち、見直すべきときは見直し、改めるべきは改め、伸ばすべきは伸ばす、抜本的な行財政運営の改革に不退転の決意をもって取り組む所存であります。南丹市発足後1年半近くが経過いたしました。合併の実現を優先するために新市に先送りされた課題も多く残っており、新たなまちづくりを進めていくには市民のニーズを的確に把握し、厳しい財政状況の中で有効な施策を企画立案できる柔軟かつ弾力的な組織体制が必要であり、南丹市行政組織の再編強化を行うものであります。

次に、議案第55号、南丹市職員定数条例等の一部改正につきましては、組織条例の改正に伴い、関連条例の改正を行うものであります。

第1条、南丹市職員定数条例につきましては、行政改革大綱に基づき、合併により肥大化した組織のスリム化を図るため、本年4月に「南丹市職員定数適正化計画」を定め、具体的な職員数の削減、適正化を示したところであり、本計画及び組織改編に基づき、定数を改正するものであります。第2条、南丹市支所設置条例及び第3条、南丹市参与設置条例につきましては、園部支所を廃止し、本庁に統合することに伴い改正するものであります。以下、第4条から第8条につきましては、附属機関等の事務を所掌する部署を組織改編に伴い、改正するものであります。

次に、議案第56号、南丹市八木防災センター条例の一部改正につきましては、市民の防災に対する知識及び意識の高揚を図り、市民一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に推進するため設置した当該施設の範囲に、利用希望の多い1階旧事務室を第3研修室とし、防災センターの施設として追加し、住民の利用を可能とするため改正を行うものであります。

次に、議案第57号、南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が改正されたことに伴い、本法律を準用している当条例についても同様の改正をするものであります。

次に、議案第58号、南丹市乳幼児医療費助成条例の一部改正につきましては、子育て期間中の若年世帯に対する経済的負担の軽減のため、京都府乳幼児医療助成事業補助基準の対象年齢が6歳から12歳に引き上げられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号、南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、現在、園部町本町地区土地区画整理事業として、国道9号と都市計画街路上本町佛大線及び都市計画街路内環状線に囲まれた区域を、平成11年7月

に策定した園部町中心市街地活性化基本計画において、中心市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進する重点整備地区に位置づけ、平成14年度から進めているところであり、平成17年12月に仮換地の指定が完了し、中心市街地として密度の高い土地利用の実現を図り、建築物等の規制・誘導を積極的に推進し、個性豊かな商業業務系空間の形成を図るとともに、利便性の高い立地特性を生かした生活空間としての土地利用を増進し、商業・住居の環境が調和したまちづくりを促進するため、新たに本町地区計画を都市計画決定したところでもあります。今回、園部町本町地区計画で定めております地区整備計画区域につきまして、良好な環境で秩序あるまちづくりが確実に実現するよう、本条例第2条による別表第1及び第3条、第4条、第5条、第6条による別表第2を改正しようとするものであります。

次に、議案第60号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、国全体として少子化対策が推進されていることを考慮し、平成18年11月17日に公布された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、平成19年4月1日から配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の扶養親族にかかる扶養手当の月額が2人目までの扶養親族にかかる扶養手当の月額と同様に引き上げられたことに対応して、非常勤消防団員等に対する損害補償にかかる補償基礎額の加算額についても、配偶者以外の3人目以降の扶養親族にかかる加算額を、2人目までの扶養親族にかかる加算額と同額に引き上げられたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第61号、平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結につきましては、八木町内の準用河川板野川の河川改修に伴いまして、平成18年度に引き続き、JR西日本に施工委託をするための協定を締結しようとするものであります。

続きまして、議案第62号、南丹市一般会計補正予算（第1号）、並びに議案第63号、南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2議案について、提案説明をさせていただきます。

平成19年度の当初予算におきましては、「合併効果を市民の満足に高める予算」と位置づけ、南丹市全体の一体感の熟成と全体の均衡を図るための予算として、編成いたしました。4月より2ヶ月の行政運営を行うなかで補正予算計上が必要なもの、すなわち行財政改革、地域交流を加速させる交通基盤整備、緊急な安全性の確保、制度改正、補助金内示のあった事業に限定して、本定例会に提案をお願いするものであります。

まず、一般会計におきましては9,799万5,000円を追加し、補正後の予算額を234億7,999万5,000円にしようとするものであります。その内訳といたしましては歳出、総務費において、八木地域内のバス運行にかかります委託料としての697万5,000円のほか、組織機構再編関連経費等で4,230万8,000円の計上であります。民生費におきましては、国の制度改正にかかります児童手当支給事業等2,663万4,000円の追加であります。農林水産業費では農業振興事業、土地

改良事業など562万9,000円の計上であります。商工費では、商工会合併にかかります経営改善普及事業50万円の予算計上であります。消防費では団員退職報償金掛金、消防資機材整備事業等に825万8,000円の予算計上であります。教育費では、小・中学校等改修事業調査委託料など1,356万3,000円の補正計上であります。

次に、これら歳出をまかないます歳入について、主な財源の説明を申し上げます。

国庫支出金につきましては、児童手当制度改正に伴う1,576万6,000円ほかで、合計2,001万3,000円の増額予算といたしております。府支出金につきましては、児童手当支給事業、元気な地域づくり整備事業補助金などで808万9,000円の増額予算といたしております。財産収入につきましては、土地建物売払収入及び貸付収入で2,665万5,000円の追加であります。繰入金では財政調整基金等から4,818万3,000円の繰入をしようとするものであります。

以上が一般会計補正予算（第1号）の主な内容であります。

次に、国民健康保険事業特別会計について、ご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ201万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を36億5,411万1,000円とし、内容といたしましては歳出、保健事業費で国保健康支援事業201万1,000円の追加であります。歳入につきましては、国庫支出金で201万1,000円を計上いたしております。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

何とぞご審議をいただき、可決決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第5 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第5「京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

本件については、同広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、選挙により選出をいたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

次に、指名推薦は議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に私、高橋芳治を指名いたします。
お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました私、高橋芳治を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

したがって、私、高橋芳治が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

○議長（高橋 芳治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、6月12日午前10時より再開して、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労でした。

午前10時32分散会
